9

后川果公報

平成 29 年 3 月 24 日

第 12988 号(金曜日)

每週2回 火曜 金曜発行

次

告 示 ○電気工事士法に基づく電気工事士免状の交付、再交付 及び書換えに関する事務の委託 (消防保安課) ○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課) ○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同 2 ○生活保護法に基づく指定医療機関の薬局の廃止の届出 2 (同 ○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国し た中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関す る法律に基づく指定医療機関の薬局の廃止の届出 同 2 (○医療扶助のための施術を担当させる者の指定 同 2 ○医療支援給付のための施術を担当させる者の指定 3 (同 ○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会課) ○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指 同 3

○都市計画事業の事業計画の変更の認可(水環境創造課) ○農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録の更新 (農業安全課) ○石川県建設工事標準請負契約約款の一部改正 (監理課) ○車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の指定及 び同令第10条第1項に定める通行方法の告示 (道路整備課) 4 公 告 ○入札公告 (県民交流課) 5 ○大規模小売店舗の変更の届出の公告 (経営支援課) 7 ○土地改良事業の施行認可公告 (農業基盤課) 8 ○県営土地改良事業に係る換地計画の決定及び縦覧公告 (同) 8 ○石川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の 変更の公表 (水 産 課) ○土地区画整理組合の事業計画の変更認可公告 (都市計画課) 9

公安委員会

○石川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

告 示

石川県告示第151号

電気工事士法(昭和35年法律第139号)第4条第7項に規定する電気工事士免状の交付、再交付及び書換えに関する事務を石川県電気工事工業組合に次のとおり委託した。

平成29年3月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 委託に係る免状交付事務の内容

第一種電気工事士免状及び第二種電気工事士免状の交付、再交付及び書換えに関する事務

2 委託に係る免状交付事務を処理する場所

金沢市新保本4丁目65番22 石川県電気工事工業組合金沢本部

七尾市寿町112番3号 石川県電気工事工業組合能登本部

小松市向本折町ネ88番地 石川県電気工事工業組合加南本部

3 委託期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

石川県告示第152号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり 指定した。

平成29年3月24日

名称		所	在	地		指定年月日
ガル ツマノカリー・カ		小松市沖周辺土地区画	T-1-00/T-0-1-1-1			
新小松アイクリニック		ンモール新小松2階	2069区画	İ		平成29年3月1日
ペンギン薬局		七尾市御祓町子5番-	- 1			平成29年1月1日
トマト薬局		輪島市門前町本市22-	- 1			"
レモン薬局		小松市末広町244				平成29年2月1日

石川県告示第153号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成29年3月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

名称	所 在 地	指定年月日	
新小松アイクリニック	小松市沖周辺土地区画整理事業区域内20街区 イオ	平成29年3月1日	
利力M公 プイクリーツク	ンモール新小松 2 階 2069区画	一个成29年3月1日	
ペンギン薬局	七尾市御祓町子5番-1	平成29年1月1日	
トマト薬局	輪島市門前町本市22-1	"	
レモン薬局	小松市末広町244	平成29年2月1日	

石川県告示第154号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり薬局を廃止した旨の届出があった。

平成29年3月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

名	称	所 在 地	廃止年月日
ペンギン薬局		七尾市御祓町子5番-1	平成28年12月31日
トマト薬局		輪島市門前町本市22-1	"

石川県告示第155号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり薬局を廃止した旨の届出があった。

平成29年3月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

名	称	所 在 地	廃止年月日
ペンギン薬局		七尾市御祓町子5番-1	平成28年12月31日
トマト薬局		輪島市門前町本市22-1	JJ

石川県告示第156号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成29年3月24日

氏 名	名称	所 在 地	指定年月日
寺口 智也	てらぐち接骨院	野々市市太平寺1丁目2番1号	平成29年3月10日

石川県告示第157号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第 55条の規定により、医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成29年3月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名	名 称	所 在 地	指定年月日
寺口 智也	てらぐち接骨院	野々市市太平寺1丁目2番1号	平成29年3月10日

石川県告示第158号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。 平成29年3月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者番号	指定居宅サービス事業者の名称	事業所の名称及び所在地	指 定 年月日	サービス の 種 類
1761491206	株式会社 Plumeria Heart	みんなで笑顔「木のおうち」訪問看護リハ ビリステーション 河北郡津幡町字中橋イ55-2	平成29年 4月1日	訪問看護

石川県告示第159号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文に規定する指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成29年3月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者番号	指定介護予防サービス 事 業 者 の 名 称	事業所の名称及び所在地	指 定 年月日	サービス の 種 類
1761491200	株式会社 Plumeria Heart	みんなで笑顔「木のおうち」訪問看護リハ ビリステーション 河北郡津幡町字中橋イ55-2	平成29年 4月1日	介護予防訪問看護

石川県告示第160号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年3月24日

施行	行者の	名称	都市計画事業の種類及び名称		事	業	地	事業施行期間
加	賀	市	加賀都市計画下水道事業加賀公共下水道	(1)	収用の	部分		昭和46年1月16日から
					変更な	L		平成36年3月31日まで
				(2)	使用の	部分		
					変更な	し		

平成 29 年 3 月 24 日 (金曜日)

穴	水	町	穴水都市計画下水道事業穴水町公共下水	(1)	収用の部分	平成6年12月20日から	
			道		変更なし	平成36年3月31日まで	
				(2)	使用の部分		
					変更なし		

石川県告示第161号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第18条第3項において準用する同法第17条第2項の規定により、次のとお り地域登録検査機関の登録を更新した。

平成29年3月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

第12988号

- 1 登録年月日及び登録番号
 - 平成29年3月23日 17056
- 2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - 一般社団法人石川県主要農作物種子協会

竹内 文雄

金沢市古府一丁目220番地

- 3 登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類 国内産農産物(もみ、玄米、大麦、大豆)
- 4 登録の区分

品位等検査

- 5 登録検査機関が農産物検査を行う区域 石川県
- 6 農産物検査を行う農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

	氏	名	住 所	農産物検査を行う農産物の種類
井	出	伸二郎	能美市寺井町口53-1	もみ、玄米、大麦、大豆
前	田	昭 彦	河北郡津幡町山北子7番地13	もみ、玄米、大麦、大豆
荒	木	茂司	河北郡内灘町大根布8丁目82番地	もみ、玄米、大麦、大豆

石川県告示第162号

石川県建設工事標準請負契約約款(平成8年石川県告示第145号)の一部を次のように改正し、平成29年4月1日 から施行する。

平成29年3月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

第34条第8項、第42条第3項及び第47条第3項中「2.8パーセント」を「2.7パーセント」に改める。

石川県告示第163号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メー トルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メー トルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成29年3月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 指定する道路の種類、路線名及び区間

道路の種類	路線名	区
県 道	鶴来美川インター線	白山市四ツ屋町3番2から
 月	ちまだれることでは、	白山市福留町172番1地先まで

	IJ	向粟崎安江町線	金沢市湊二丁目42番2から 金沢市田中町に39番5地先まで
	n	n	金沢市高柳町一字8番1から
			金沢市田中町は48番1地先まで

2 指定する期日

平成29年4月1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を犯すおそれがあるので、車線から はみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合 は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対して十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上(又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上)の地が黒色の板等に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

公			告
	术L	公	告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成29年3月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務名

石川県動画配信運用業務

(2) 業務の内容

石川県動画配信運用業務委託仕様書に記載のとおり。

(3) 履行期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき平成28年度において競争入札参加資格を有する者で、次に掲げる条件のすべてに該当し、かつ、知事によりこの業務に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県の指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 仕様書に定める業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。
- (4) 提供するマルチデバイス対応動画配信システムが他の自治体において導入実績があること。
- 3 入札参加資格の確認手続等

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に関係書類を添えて知事に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、(2)アの提出期間に入札参加資格確認申請書を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(1) 提出書類

- ア 入札参加資格確認申請書
- イ 石川県競争入札参加資格者決定通知書(写し)
- ウ 他の自治体において導入実績があることを示すもの
- (2) 入札参加資格確認申請書の提出期間等
 - ア 提出期間 平成29年3月24日(金)から同月28日(火)まで(石川県の休日を定める条例(平成元年石川県 条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)
 - イ 提出時間 午前9時から午後5時まで
 - ウ 提出場所 〒920−8580 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県県民文化局県民交流課広報広聴室
 - エ 提出方法 持参又は郵送により提出すること(郵送の場合は、書留郵便とし、提出期限内必着とする。)
- (3) 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、平成29年3月29日(水)までに入札参加資格確認結果通知書を送付して行う。

- 4 入札参加資格確認申請書、仕様書、入札説明書等の交付
- (1) 入札参加資格確認申請書、仕様書、入札説明書等の交付場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県県民文化局県民交流課広報広聴室

電話番号 076-225-1362

(2) 交付期間

平成29年3月24日(金)から同月28日(火)まで(県の休日を除く。)

(3) 交付時間

午前9時から午後5時まで

- 5 入札の場所及び日時
- (1) 場所 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎13階1311会議室(入札後、即時開札する。)
- (2) 日時 平成29年3月30日 (木) 午後2時30分
- 6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- 8 入札に関する注意事項
- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いは行わない。
- (4) 入札参加者は、金額を示した見積内訳書を持参しなければならない。提出を求めることがある。
- (5) 郵便又は電報による入札を認めないので、入札参加者は、5に定める入札の日時及び場所に集合すること。
- 9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札説明書に違反した者のした入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

12 その他

詳細は、入札説明書による。

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり大規 模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のた め配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を 述べることができる。

平成29年3月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 アルプラフーズマーケット大河端 金沢市大河端西二丁目15番地
- 2 変更した事項
- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) アルプラフーズマーケット大河端 金沢市副都心北部大河端土地区画整理事業地内8街区1

(変更後) アルプラフーズマーケット大河端

金沢市大河端西二丁目15番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社平和堂

代表取締役 夏原 平和 滋賀県彦根市小泉町31番地

(変更後) 株式会社平和堂

代表取締役 夏原 平和 滋賀県彦根市西今町1番地

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社平和堂

代表取締役 夏原 平和 滋賀県彦根市小泉町31番地 株式会社リプロふじ 代表取締役 杉山 竜太 金沢市藤江北二丁目387番地 ほか4者

(変更後) 株式会社平和堂

代表取締役 夏原 平和 滋賀県彦根市西今町1番地 株式会社ダートコーヒー岡田屋 代表取締役 水上 慎太郎 金沢市松島一丁目35番地 ほか4者

3 変更の年月日

2(1)は、平成29年1月21日

2(2)は、平成29年2月13日

2(3)は、平成29年2月13日及び平成28年6月15日

2(1)は、区画整理事業において換地処分の公告がなされたため

2(2)は、本店移転のため

2(3)は、本店移転及びテナントの入替えのため

5 届出年月日

平成29年3月10日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商業振興課

7 届出等の縦覧期間

平成29年3月24日から同年7月24日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

平成29年7月24日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

土地改良事業の施行認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行を認可した。

平成29年3月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業を行う者の名称	地	区 名	事 業 名	認可年月日
輪島市土地改良区	瑞穂	地 区	農村総合整備事業 (体質強化型)	平成29年3月8日

県営土地改良事業に係る換地計画の決定及び縦覧公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、その関係書類を平成29年3月27日から同年4月24日まで縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第4項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として(訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。)この計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる

平成29年3月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

事 業 名	地区(工区)名	縦覧に供する書類	縦 覧 場 所
県営ほ場整備事業	上町·浜田地区	換地計画書の写し	石川県中能登農林総合事務所
(面的集積型)			土地改良部計画課

石川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)第4条第7項の規定により、石川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(平成28年12月27日公表)の一部を平成29年3月15日に変更したので、次のとおり公表する。

平成29年3月24日

変更項目	変 更 前 変 更 後	
第1種特定海洋生物資源の平成28年の	(5) ずわいがに 平成28年7月か (5) ずわいがに 平成28年7	月か
管理の対象となる期間及び知事管理量	ら平成29年6月まで 369トン ら平成29年6月まで 383ト	、ン

第1種特定海洋生物資源の平成29年の (4) するめいか 平成29年4月か (4) するめいか 平成29年4月か 管理の対象となる期間及び知事管理量

ら平成30年3月まで 管理の対 象となる期間までに知事管理量 を設定

ら平成30年3月まで 若干

土地区画整理組合の事業計画の変更認可公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次の とおり認可した。

平成29年3月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 組合の名称

白山市松任北安田南部地区土地区画整理組合

2 事務所の所在地

白山市北安田町1056番地1

3 設立認可の年月日

平成27年12月25日

4 変更認可の年月日

平成29年3月13日

公 安委 員 슾

石川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成二十九年三月二十四日

石川県公安委員会

石川県公安委員会規則第四号

石川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

石川県道路交通法施行細則(昭和三十五年石川県公安委員会規則第十二号)の一部を決のように改正する。 第十条の表県道鶴来美川インター線の頃区間の欄を炊のように致める。

白山市四ツ屋町三番二から白山市水澄町百番一まで

白山市水澄町九十七番一から白山市鹿島町ち五十六番二まで

第十条の表県道鶴来水島美川線の項の炊に汝のように加える。

県道向栗崎安江町線 金沢市湊二丁目四十二番二から金沢市田中町に三十九番五まで 金沢市高柳町一字人番一から金沢市田中町は四十八番一まで

第十条の表金沢市道安原十三号安原工業団地線九号の頃の炊に炊のように加える。

金沢市道鴻津六号湊一丁目線七号一金沢市湊一丁目五十三番から金沢市東蚊爪町ム七番一まで

宝 宝

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。